

債務保証委託契約書

収入
印紙

年 月 日

下松市上下水道事業管理者 様

債務保証委託者 住所
氏名



実印

連帯保証人 住所
氏名



実印

(債務保証の委託)

第1条 今般、株式会社山口銀行（以下「銀行」という。）から
金 円也の借入（以下「借入金債務」という。）
をうけるについて、下松市水洗便所改造資金融資あつ旋及び
利子補給に関する規程（以下「規程」という。）及び下
松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）と銀
行との間に締結されている協定書の定めるところを承認
のうえ、管理者に債務保証を委託します。

(代位弁済)

第2条 債務保証委託者（以下「委託者」という。）が借入金債
務の全部または一部の履行をしなかったため、銀行から管
理者に保証債務の履行を求められたときは、委託者及び連
帯保証人（以下「保証人」という。）に対して、通告・催
告なくして弁済されても異議はありません。

2 管理者の前項の弁済によって銀行に代位する権利の行
使に関しては、委託者が銀行との間に締結した契約のほか、
この契約の各条項が通用するものとします。

(求償権の範囲)

第 3 条 管理者が前条第 1 項の代位弁済をされたときは、管理者に対してその代位弁済額、規程に定める利子補給金及び遅延利息並びに避けることのできなかつた費用、その他の損害を弁済します。

(連帯保証人)

第 4 条 管理者を除く、委託者の保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、管理者が委託者に対し、将来取得することのある求償権、又は既に取得した求償権について委託者と連携して弁済の責を負います。

2 管理者と保証人との関係においては、保証債務につき管理者の負担部分は零とします。

3 保証人は保証債務を弁済した場合、管理者に対し、求償権を行使しないものとします。

(公正証書の作成)

第 5 条 委託者及び保証人は、管理者の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、ただちに強制執行をうけるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。このために要した費用は、委託者及び保証人が負担します。

(管轄裁判所の合意)

第 6 条 この契約に関する訴訟・和解及び調停については、下松市上下水道局の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(契約の変更)

第 7 条 この契約の内容は、規程及び管理者と銀行との間に締結されている協定書について改正が行なわれるときは、これによって当然変更されるものとします。